

一級
二級
木造 建築士事務所廃止届

一級
二級 建築士事務所の登録を廃止するので、建築士法第23条の7の規定により届け出ます。
木造

年 月 日

宮城県知事 殿
宮城県指定事務所登録機関
一般社団法人 宮城県建築士事務所協会会長 殿

届出者 住所

氏名.....

記

1 建築士事務所名称	
2 事務所所在地	
3 登録年月日	
4 登録番号	
5 廃止年月日	
6 廃止理由	

廃業等の届出（法23条の7）

建築士事務所の開設者等が次の表の①～⑥に該当することとなった場合は、届出義務者は、30日以内に、一般社団法人 宮城県建築士事務所協会に届け出なければなりません。

○ 廃止手続きして新規登録となるもの。

I 法人で、合併・分割が行われ前の法人が移行されず別法人となったものの商号変更等。

II 個人登録で、開設者本人以外（親子・夫婦含む）への開設者の変更。

廃業等の届出一覧

	廃業の理由	届出義務者
①	建築士事務所の業務を廃止したとき（個人で開設者が管理建築士を兼ねている場合で、その者が就職等により専任でなくなった場合）	開設者
②	建築士事務所の開設者が死亡したとき	相続人
③	建築士事務所の開設者が破産したとき	破産管財人
④	法人が合併により解散したとき	役員
⑤	法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	清算人
⑥	登録区分の変更（一級←→二級、個人←→法人）	開設者

※廃止届には、登録通知書（原本）及び登録申請書（副本）を添付してください。